

平成 26 年度実地指導における指導事項について (福祉保険部指導監査課作成)

全サービス共通

○領収書について

〔事例〕 利用者に領収書を交付していなかった。介護サービス以外の事業と区別していなかった。
サービスの個別の費用の額が内訳として記載されていなかった。

指定介護サービスの提供に要した費用の支払いを受ける際には、利用者に対して、利用料その他費用の額をそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付してください。

○会計の区分

〔事例〕 指定介護サービス事業所ごとに経理の区分、指定サービス事業の会計とその他事業の会計（有料老人ホーム等）を区分していない。

指定介護サービス事業者は、指定サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する必要があります。介護サービスの事業の人員・設備・運営に関する基準において、「事業所ごとに会計をその他の事業の会計と区分しなければならない」と定められています。

「平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号厚生労働省老健局振興課長通知」

○事故報告について

〔事例〕 「旭川市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に定める報告が必要な事故等について、旭川市に報告を行っていない。

旭川市へ事故報告が必要な事故等については、「旭川市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に定めていますので、再度確認をお願いします。

(取扱要領掲載場所) 旭川市トップページ > 指導監査課 > その他 1 事故発生時の報告について
(URL)http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shidokansa/sa-bisu_top/sonota.html

○管理者の責務について

〔事例〕 事業所の管理者が業務の状況を把握していなかった。

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

また、管理者は事業所の従業者に対して、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。

管理者が自ら法令を遵守するのは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守ってもらうよう、管理者として必要な指示を行ってください。

事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者は直接の関与がない場合でもその監督責任を問われます

管理者は、常勤で管理業務に専従することが原則となっています。

他職務、または同一敷地内にある他の事業所、施設等との兼務は「管理上に支障がない範囲内」でしか認められません。兼務により管理業務に支障が生じている場合は基準違反に該当します。

○各種サービス計画（訪問介護計画、通所介護計画等）

〔事例〕

各種サービス計画を作成した後に、利用者の同意を得ず、交付もされていなかった。

各種サービス計画を作成した後に、速やかに利用者からの同意を得ておらず、相当の日数が経過した後に同意を得ている。

各種サービス計画の計画期間の終期が到来しているにもかかわらず更新がなされていない。

各種サービス計画の内容が、居宅サービス計画の表現と同一であったり、抽象的な表現がなされている。

各種サービス計画の内容が当該事業所を利用している他の利用者と同じで、画一的に記載されており、計画に個別性・具体性がない。

・各種サービス計画の立案に際しては、居宅介護支援事業所等と密接な連携を図り、サービス担当者会議や日常の連絡等を通して、常に利用者の心身の状況等の把握に努め、利用者の日常生活の状況や希望を把握して、サービスの目標及び当該目標を達成するために必要な具体的なサービス内容等をサービス計画に記載してください。

・各種サービス計画は、あらかじめ、その内容について、利用者又はその家族に対し速やかに説明し、利用者の同意を得てください。（利用者が各種サービス計画に同意した場合は、利用者の氏名を各種サービス計画の同意欄に記名・押印又は署名を受けてください。）

・各種サービス計画を作成した場合は、遅滞なく利用者に交付してください。

・各種サービス計画は、最新の当該居宅サービス計画に沿って作成し、必要に応じて随時変更を行ってください。

・指定介護サービスの目標、当該目標を達成するための期間を明確にし、具体的なサービスの内容を利用者に分かりやすく記載した各種サービス計画を作成してください。

・各種サービス計画に従って提供したサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録したうえで計画の評価を行ってください。

○非常災害対策

〔事例〕 避難訓練及び消火訓練を実施していなかった。

防火管理について、消防計画が策定されていなかった。

防火管理者等を定め、非常災害に対する具体的な計画を立案し、非常災害時の通報及び避難・消火訓練を定期的実施してください。

（認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護については年2回以上。うち1回は夜間想定）
また、訓練の状況など実施結果や反省点等を記録、保存するなど、非常時における対応方法について職員間においても情報共有を図ってください。

【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第111条】

○介護員の医療行為について

〔事例〕 介護職員等が、医療行為を行っているとの通報があった

医師や歯科医師、看護師などの免許を持たない者が医療行為を行うことは、医師法や歯科医師法、保健師助産師看護師法などで禁止されています。

医療行為として該当するかどうかは次の通知をご確認ください。

「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について
医政発 0726005 各都道府県知事宛 厚生労働省医政局長通知」

(抜粋)

- 1 水銀体温計・電子体温計により膝下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外のものであって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）
- 5 患者の状態が条件を満たしている場合の医薬品の使用等

訪問介護

○職員の配置及び勤務実績について

〔事例〕 訪問介護員等(サービス提供責任者を含む)の必要員数は、常勤換算方法で2.5以上だが、それを確認するために必要な勤務実績が、訪問介護事業所と有料老人ホーム(未届も含む)と混在していたため、指定訪問介護事業所として配置すべき必要な人員が確認できなかった。

訪問介護事業所としての勤務実績を作成してください。

(参考)

○指定訪問介護事業所の訪問介護員等の人員に含むことができる勤務の例

- ・ 指定訪問介護事業所の訪問介護員としての勤務
- ・ 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者としての勤務

×指定訪問介護事業所の訪問介護員等の人員に含むことができない勤務の例

- ・ 事業所の管理者としての勤務
- ・ 同一敷地内の他事業所の職員としての勤務
- ・ 併設される有料老人ホーム(未届も含む)の職員としての勤務 等

○訪問介護計画について

〔事例〕 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを提供していた。

居宅サービス計画では週に2回位置付けられているが実際は週3回提供していた。

訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない、必要に応じて変更してください。
既に作成された訪問介護計画と居宅サービス計画が異なる場合は、速やかに担当の居宅支援事業者と連携、必要な情報を提供してください。

通所介護

○利用料について

〔事例〕 運営規程に定めがない利用料を徴収していた。

徴収している費用の科目と実際の内訳が乖離していた。

その他費用として徴収する場合は、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」により、その他費用として利用者の選択により実費相当の費用徴収となるようにしてください。

○個別機能訓練加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について

〔事例〕 個別機能訓練計画が他職種共同で作成されていない。（共通）

目標が3か月で設定されていない。

開始時及びその後3月ごとに1回のモニタリングが行われていない。（共通）

個別機能の訓練に必要な人員配置がなされていない。（共通）

機能訓練目標に具体性がない。（Ⅱ）

個別機能訓練加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の概要

	個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）
機能訓練指導員の配置	常勤・専従1名以上配置 （時間帯を通じて配置）	専従1名以上配置 配置要件に定めはない
（機能訓練指導員）	理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師	
個別機能訓練計画	利用者ごとに心身の状況に応じた上で	利用者ごとに心身の状況を重視した上で
	多種職種共同で作成	
機能訓練項目	利用者の自立支援と日常生活の充実に質するよう複数種類の機能訓練項目	利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練項目（1人でお風呂に入る等といった生活機能の維持・向上に関する目標設定が必要）
訓練の対象者	人数制限なし	5人程度の小集団または個別
訓練の実施者	制限無し	機能訓練指導員が直接実施
実施回数	実施回数の定め無し	概ね週1回以上
27年度制度改定に伴う留意事項（追加要件）	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。	

※それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた訓練を実施する必要がある。

運動器機能向上加算について

	運動器機能向上加算
機能訓練指導員の配置	専従1名以上配置（時間帯を通じて配置）
（機能訓練指導員）	理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
計画	利用者の運動器の機能（リスク評価，運動機能測定）を利用開始時に把握した上で作成 多種職種共同で作成（長期目標，短期目標は介護予防サービス計画と整合がとれたもの） 利用者ごとに，実施する運動の種類，期間，頻度，1回当たりの実施時間，実施形態記載した計画を作成すること。
モニタリング及び事後アセスメント	短期目標に応じて，概ね1月ごとに行う 実施期間終了後長期目標達成度及び運動器の機能の状況について，事後アセスメントを実施し，その結果を介護予防支援事業者へ報告すること。
訓練の対象者	個別
訓練の実施者	制限無し
実施回数	実施回数の定め無し
目的	当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず，自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることを留意しつつ行うこと。

居宅介護支援

○サービス担当者会議の開催，訪問，モニタリングについて

〔事例〕

サービス担当者会議の出席について，当該利用者にサービスを提供している事業者が参加しておらず，また意見の聴取等も行わないまま，居宅サービス計画を変更していた。（特に，福祉用具貸与・訪問介護（介護タクシー）の事業者の不参加が目立った。）

月1回利用者宅を訪問していない。

利用者の状況が記載されていない。

モニタリングの記載が長期間にわたり，同じ内容が記載されていた。

短期目標や長期目標が達成されているとのモニタリングが続いているにも関わらず，居宅サービス計画の変更の必要性がないと判断されていた。

○指導事項

居宅介護支援の業務が適切になされていない場合は，運営基準減算となります。

居宅サービス計画の新規作成及び変更時に

- ・月に1回、利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族と面接していない場合
- ・月に1回のモニタリングの結果を記録していない場合
- ・サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く。）。
- ・居宅サービス計画の原案を利用者・家族に説明し，同意を得て，居宅サービス計画を交付していない場合。

次の場合はサービス担当者会議の開催が必要です

- 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 居宅サービス計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条】

特定施設入居者生活介護

○医療連携加算について

〔事例〕 医療連携加算について情報提供を受診時しか行っていなかった。

医療機関連携加算については、月に1回以上の情報提供が加算の要件となっているので受診がない月も情報提供を行ってください。

施設系サービス（介護福祉施設等）

○浴槽水について

〔事例〕 浴槽水の取り換えが2週間に1回しかされていなかった。

浴槽水の塩素濃度の管理が適正にされていなかった。

浴槽水は、毎日、完全に取り換えることが原則であり、これによりがたい場合であっても浴槽水の汚染状況を勘案して最低でも1週間に1回以上完全に取り換えしてください。

○個別機能訓練について

〔事例〕 3月に1回のモニタリングがされていなかった。

個別機能訓練加算は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し記録してください。

○入所判定について

〔事例〕 入所判定のランク付け（優先順位）と実際の入所の順が一致していなかった。

入所判定会議による入所者の検討に当たっては、判定指針に基づいてランク付けをするとともに、入所決定手続きの透明性の確保の観点から、入所決定の検討状況を適切に記録してください。

※留意事項（特別養護老人ホーム対象）

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（H12.3.10 老発第188号）が平成26年6月30日付で一部改正されておりますので御注意ください。

○改正内容

第2-3運用上の留意事項について（2）資金の積立て等

次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合には、安定的な経営の確保及び財務状況の透明性の確保の向上を図る観点から、事業計画を作成の上、その範囲内で将来の特定の目的のために、積立金を積み立てるように努めること。積立金は、例えば以下のようなものが考えられる。

① 施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等備品の設備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金

② 人件費積立金

人件費の類に属する経費に係る積立金

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護

○計画作成担当者について

〔事例〕 計画作成担当者が、他の共同生活住居の業務を行っていた。

計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合において当該共同生活住居の他の職務に従事することは認められているが、他の共同生活住居の業務を行うことはできないことから、注意してください。

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第113条第5項】

○入居時の診断について

〔事例〕 入居時に医師の診断書等により認知症であることが確認できない利用者がいた。

入居申込者の入居に際しては、医師の診断書等により、当該入居申込者が認知症であることを書面により確認し、保管してください。

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第117条第2項】

小規模多機能型居宅介護

○居宅サービス計画の作成について

〔事例〕 登録者の居宅サービス計画に不十分なものが見受けられた。

小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たり指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿った一連の業務を行ってください。

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第96条第2項】